こども文教委員会 案件一覧

(令和7年9月17日・18日開催分)

○付託議案審査 3件

部局	(案)	件名	資料 番号	説明者(所管課長名等)
こども未来部	1	第116号議案 大田区こども未来会議条例の制定について	1	柳沢 こども未来課長
来部	2	第117号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定について	2	柳沢 こども未来課長
出議員案提	3	議員提出第2号議案 大田区立小・中学校補助教材 補助金交付条例		すがや 委員

○補正予算案の説明 2件

部局	報告順	件名	資料 番号	説明者(所管課長名等)
委員会	1	令和7年度一般会計第3次補正予算案の概要について(教育総務部)	1	鈴木 教育総務課長
未来部	2	令和7年度一般会計第3次補正予算案の概要について (こども未来部)	1	柳沢 こども未来課長

○令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について 1件

部局	報告順	件名	資料 番号	説明者(所管課長名等)
共各通部	1	令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況につい て	1	鈴木 教育総務課長 柳沢 こども未来課長

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料 番号	説明者(所管課長名)
教育委	1	学童保育利用オンライン申請事務処理業務委託事業 者の選定結果について	1	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)

	2	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について	2	木下 指導課長
こども	3	子ども家庭支援センター一部事業の運営方法の変更について	1	松尾 子ども家庭支援セン ター所長
ども未来部	4	令和6年度における指導検査の結果について	2	丹野 保育サービス課長

こども文教委員会 令和7年9月17・18日 こども未来部 資料1番 所管 こども未来課

第 116 号議案

大田区こども未来会議条例の制定について

1 条例制定の目的

こども基本法に規定するこども施策を総合的に推進するに当たり、必要な事項 を調査審議し、答申又は提言をする区長の付属機関を設置するため。

- 2 条例案の要旨(詳細は別紙のとおり)
- (1)会議の所掌事項

ア こども基本法第 10 条第 2 項に基づく計画の策定及び変更に関する事項 イ 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 また、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に規定する事務を処理するための 機関としての役割を兼ねるものとする。

(2)会議の組織

区長が委嘱する委員25名以内で組織する。

(3)委員の任期

委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は 前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- (4) 大田区子ども・子育て会議条例の廃止(付則)
- 3 施行目

公布の日から施行する。

第 116 号議案

大田区こども未来会議条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月12日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区こども未来会議条例

(設置)

第1条 こども基本法 (令和4年法律第77号) 第2条第2項に規定するこども施 策を総合的に推進するため、区長の付属機関として大田区こども未来会議(以 下「こども未来会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 こども未来会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言 をする。
 - (1) こども基本法第10条第2項に基づく計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 こども未来会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項に規定する事務を処理するための機関としての役割を兼ねるものとす る。

(組織)

第3条 こども未来会議は、区長が委嘱する委員25名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 こども未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定め

る。

- 2 会長は、こども未来会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(招集)

- 第6条 こども未来会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の3分の1以上の者からこども未来会議の招集の請求があった ときは、こども未来会議を招集しなければならない。

(会議)

- 第7条 こども未来会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くこと ができない。
- 2 こども未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会 長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 こども未来会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、こども未来会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

- 第10条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条に 規定する委員のほかに、こども未来会議に臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者の うちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第11条 こども未来会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第6条から第9条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「こども未来会議」とあるのは「部会」と、「会長」 とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものと する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (大田区子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 大田区子ども・子育て会議条例(平成25年条例第43号)は、廃止する。 (提案理由)

こども基本法に規定するこども施策を総合的に推進するに当たり、必要な事項 を調査審議し、答申又は提言をする区長の付属機関を設置するため、条例を制定 する必要があるので、この案を提出する。

こども文教委員会 令和7年9月17・18日 こども未来部 資料2番 所管 こども未来課

第 117 号議案

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の目的

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、大田区における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低基準を定めることにより、利用する乳幼児が安全かつ衛生的な環境のもと、適切な支援を受けて心身ともに健やかに育成されることを保障するとともに、事業の質の向上を図ることを目的とする。

2 条例案の要旨

(1) 対象事業

児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業」(一般型・余裕活用型)を対象とし、 その設備及び運営に関する最低基準を定める。

(2)最低基準の内容

- ア 利用乳幼児の権利尊重、安全、衛生管理
- イ 保育室等の施設基準
- ウ 職員の配置基準等
- エ 防災・安全計画等

(3)その他

運営規程・帳簿整備、秘密保持義務、食事提供や医薬品管理等、事業運営に必要な事項を規定する。

3 施行日

公布の日から施行する。

第 117 号議案

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 上記の議案を提出する。

令和7年9月12日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第20条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第21条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (第22条—第25条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条·第27条)

第3章 雑則 (第28条·第29条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (最低基準の目的)

第3条 最低基準は、区長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳 児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境にお いて、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行 う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その 監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」と いう。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告 することができる。
- 2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営 を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者 においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならな い。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、 一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の 保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切 に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及 び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 (非常災害対策)
- 第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常 災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、こ れに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなけれ ばならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練 を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等 通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、 利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業 所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練 その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下 この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な 措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携 が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知

しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて 安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

- 第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、乳児等通園支援 事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め なければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通 園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設 備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

- 第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の防止)
- 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をして はならない。

(衛生管理等)

- 第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用 に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、 それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合(乳児等 通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、

当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存 等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

- 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の 状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措

置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

- 第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児 等通園支援事業とする。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定める ものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業 所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育 室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設け る建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火 建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に 掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設 けられていること。
 - ウ 別表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、 保育室等の各部分からその一に至るまでの歩行距離が 30 メートル以下と なるように設けられていること。

- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、 当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられて いること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ を不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもの について防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「乳児等通園支援従事者」という。)

を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。
- 3 第1項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児 等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいず れかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が 現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型 乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行 うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 (乳児等通園支援の内容)
- 第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者(次条において「一般型乳児等通園 支援事業者」という。)は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、 乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状

況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と緊密な連絡を行い、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

(準用)

- 第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、 次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年東京都条例第43号)に定める保育所の設備及び職員の基準
 - (2) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第122号)に 定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準
 - (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第38号)に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認 定要件に関する条例(平成 18 年東京都条例第 174 号)に定める幼保連携型認 定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準
- 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について 準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第22条関係)

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項
		各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の
		屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項
		各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項
		各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾

		斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項 各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造 の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項 各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の 場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から 保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と 階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項 第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定 する構造を有するものに限る。)を通じて連絡すること とし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満 たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾 斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造 の屋外階段

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

教育委員会事務局 資料1番

所管 教育総務課

令和7年度 一般会計第3次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳出 (単位:千円)

						(十四:111)
No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	教育指導費/学校管理	国際教育の推進 学習及び事務等 維持管理 校舎造修	12,989	56,774	69,763	おおたグローバルコミュニケーション(OGC)事業(小学校英語映像教室)を拡充するため。
2	教育費 教育総務費 幼児私学費	私立幼稚園等振興 事業	11,182	6,704	17,886	物価高騰による緊急支援として私立幼稚園運営の負担軽減を図るため。
3	教育費 小·中学校費 学校給食費	学校給食費補助	2,644,058	19,178	2,663,236	区立小中学校の給食費無償化にかかる物価高騰による緊急支援として追加交付を行うため。
4	教育費 教育総務費 図書館費	施設維持管理費	0	20,607	20,607	緊急経済対策の一環として、大森東図書館の屋上防水改修工事を行うため。
-	合言	†	2,668,229	103,263	2,771,492	

債務負担行為補正

追加 (単位:千円)

~	731			(単位:十円)
No.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	馬込第三小学校改築工 事(プレハブリース)(契 約変更)	令和8年度~令和11 年度	311,124	1 事業目的 馬込第三小学校改築工事に伴うプレハブリース 2 事業内容 経費 311,124 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 311,124
2	入新井第二小学校改築 工事(プレハブリース) (契約変更)	令和8年度~令和11 年度	91,740	1 事業目的 入新井第二小学校改築工事に伴うプレハブリース 2 事業内容 経費 91,740 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 91,740
3	矢口西小学校改築工事 (プレハブリース)(契約 変更)		18,652	1 事業目的 矢口西小学校改築工事に伴うプレハブリース2 事業内容 経費18,652本年度予算計上額0来年度債務負担額18,652
4	東調布中学校改築工事 (プレハブリース)(契約 変更)	令和8年度~令和14 年度	256,080	 事業目的 東調布中学校改築工事に伴うプレハブリース 事業内容 経費 256,080 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 256,080

<u>廃止</u> (単位:千円)

N	lo.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1		東調布中学校改築工事 (第1期)	令和8年度~令和9 年度	7,185,117	1 事業目的 東調布中学校改築工事(第1期) 2 事業内容 経費 7,185,117

こども文教委員会 令和7年9月17・18日

こども未来部 資料1番

所管 こども未来課

令和7年度一般会計第3次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳入 (単位:千円)

		(単位:十円)				
No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	(1)子ども・子育て支 援交付金	531,273	20,712	551,985	産後ケア事業の実施に伴い、歳出予算所属(健 康政策部)において増額補正を行うため。
2	都支出金	(1)保育サービス推進事業	497,970	1,000	498,970	事業所内保育施設における「とうきょうすくわくプログラム推進事業」の実施に対して、新たに補助を受け、歳入が見込まれるため。
2	都補助金 福祉費補助金	(2)保育力強化事業	71,435	6,342	77,777	家庭的保育事業(都制度)及び認可外保育施設における「とうきょうすくわくプログラム推進事業」の実施に対して、新たに補助を受け、歳入が見込まれるため。
3	寄附金 寄附金 寄附金	(1)寄附金	0	3,105	3,105	令和7年4月1日から6月30日までに受領した寄 附金による歳入を増額補正するため。
4	受託事業収入	(1)(仮称)大田区子 ども家庭総合支援セ ンター維持管理	5,917	△ 5,917	0	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの 工期が延伸となり、新センター竣工が令和8年 度になる見込みで、当初予算計上していた都負 担分の歳入を減額するため。
	1	1,106,595	25,242	1,131,837		

歳出 (単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	(単位:十円) 補正理由及び補正内容
		(1)前年度国·都支出金 等返還金	0	23,443	23,443	令和6年度の各事業における国や都からの 超過交付分の返還を行うため。
	福祉費	(2)物価高騰に係る保 育施設運営費補助事業	0	65,508	65,508	物価高騰による影響を受けた保育施設に対し、運営費を補助するため。
1	児童福祉費 児童福祉総務費	(3)保育サービス推進事業	497,665	1,000	498,665	都の「とうきょうすくわくプログラム推進事業」の対象施設に事業所内保育施設が追加され、事業を実施する施設に対して補助を行うため。
		(4)保育力強化事業	72,797	6,342	79,139	都の「とうきょうすくわくプログラム推進事業」の対象施設に家庭的保育事業及び認可外保育施設が追加され、事業を実施する施設に対して補助を行うため。
		(1)施設管理費 ((仮称)大田区子ども 家庭総合支援センター 管理運営費)	62,864	△ 8,105	54,759	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの工期が延伸となり、新センター竣工が令和8年度になる見込みで、当初予算計上していた維持管理関連費用を減額するため。
0	福祉費	(2)施設管理費 (児童館等管理運営費)	450,610	14,336	464,946	大森東一丁目児童館屋上防水改修工事のため。
2	児童福祉費 児童福祉施設費	(3)施設管理費 (保育園管理運営費)	1,050,395	39,919	1,090,314	大森北六丁目保育園屋根改修工事のため。
		(4)事業運営費 (地域子育て)	217,519	1,969	219,488	子ども家庭支援センター六郷分室LED化工事のため。
3	福祉費 児童福祉費 家庭福祉費	(1)ひとり親家庭に対する援助	17,394	46,875	64,269	生活費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親家庭に対し、児童一人あたり12,000円を支給するため。
		合計	2,369,244	191,287	2,560,531	

令和7年度一般会計第3次補正予算案の概要について(こども未来部)

繰越明許費 (単位:千円)

No.	款項目	事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	繰越明許費内訳
1	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)(仮称)大田区 子ども家庭総合支援 センター開設準備	2,179	1,127	1,052	需用費 1,052千円 【内訳】 パンフレット・マニュアルの印刷製本費
2	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費	(1)(仮称)大田区 子ども家庭総合支援 センター管理運営費	45,789	0	45,789	需用費 13,041千円 役務費 1,315千円 備品購入費 31,433千円 【内訳】 初度調弁に係る消耗品費・一般備品費、 運搬料等
3	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設建設費	(1)(仮称)大田区 子ども家庭総合支援 センター施設の整備	3,276,080	472,200	2,803,880	委託料 20,703千円 工事請負費 2,783,177千円 【内訳】 (仮称)大田区子ども家庭総合支援 センターの委託料及び工事請負費
	合計		3,324,048	473,327	2,850,721	

こども文教委員会 令和7年9月17・18日

各部共通 資料1番

所管 各部

令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について

1 気象情報

【注意報・警報の履歴】

日付(曜日)	日付(曜日)		注意報・警報		
		13:48	大雨・雷注意報		
		14:33	大雨・雷・洪水注意報		
		14:53	洪水警報 大雨・雷注意報		
9月11日	(木)	15:02	大雨・洪水警報 雷注意報		
0 / 11		15:40	土砂災害警戒情報		
		18:30	土砂災害警戒情報 解除		
		19:22	大雨・洪水警報 解除 大雨・雷注意報		
9月12日	(金)	3:06	大雨注意報 解除		
タカ12日		4:33	雷注意報 解除		

2 災害対策本部等の設置・解除

日付(曜日)	日付(曜日)		設置・解除
		14:20	監視体制(設置)
		14:53	水防一次態勢 (移行)
9月11日	(木)	15:15	災害対策本部(設置) 第1回災害対策本部会議
		17:15	第2回災害対策本部会議
		9:00	第3回災害対策本部会議
9月12日	(金)	11:30	第4回災害対策本部会議
		18:15	第5回災害対策本部会議
9月13日	(土)	13:30	第1回コア部局会議
9月14日	(日)	13:30	第2回コア部局会議
9月15日	(月)	13:30	第3回コア部局会議
9月16日	(火)	9:00	第6回災害対策本部会議

3 降雨量

	9月11日0時00分 から 19時00分								
場所	総雨量	最大時間雨量	最大10分雨量						
馬込特別出張所	99.5mm	65.0mm (11目16:00)	25.5mm (11∃15:10)						
嶺町特別出張所	128.5mm	68.5mm (11∃15:00)	27.0mm (11∃15:10)						
大田区役所本庁舎	68.5mm	35.5mm (11∃16:00)	27.5mm (11∃15:00)						
雪谷特別出張所	123.0mm	62.5mm(11日16:00)	32.0mm (11∃15:10)						
新井宿特別出張所	87.0mm	75.0mm(11日16:00)	29.5mm(11日15:10)						
田園調布 (下)	99.0mm	56.0mm (11日15:00)	32.0mm(11日15:00)						
池上	86.0mm	58.0mm (11日16:00)	27.0mm(11日15:10)						
羽田 (アメダス羽田)	89.0mm	85.5mm(11日16:00)	27.5mm(11日15:40)						

4 風速

場所	最大瞬間風速	最大瞬間風速時間	風向
アメダス羽田 (東京国際空港)	30.9 m/s	11日 15:32	北
大田区役所本庁舎	18.7m/s	11日 15:00	西北西

5 多摩川水位

日	時間	田園調布(上)水位	備考
	14:20	閉局	監視体制(設置)
	14:53	閉局	水防一次態勢(移行)
11日	15:15	3. 30 m	災害対策本部体制(移行)
	15:40	3. 59m	最高水位(15:40~50)
	19:00	2. 97 m	

6 吞川水位

日	時間	池上水位	備考
	14:20	1. 45 m	監視体制(設置)
	14:53	3. 67 m	水防一次態勢(移行)
11日	15:15	4. 87 m	災害対策本部体制(移行)
	15:30	5. 19m	最高水位(15:30~40)
	19:00	1. 09m	

7 丸子川水位

日	時間	滝ノ橋水位	備考
	14:20	0.96m	監視体制(設置)
	14:53	1.71 m	水防一次態勢(移行)
11日	15:15	1. 74m	災害対策本部体制(移行)
	15:45	1. 57 m	
	19:00	0. 27 m	

8 避難情報等の発令

日	時間	対象地域	発令内容	
	15:15	田園調布4・5丁目	警戒レベル 5 緊急安全確保	
11日	16:00	呑川・丸子川流域	警戒レベル 5 緊急安全確保	
	17:15	全域	警戒レベル5解除	

9 避難場所

//P= /// [/ / [
	開設施設	避難者数			
水害時緊急避難場所	田園調布せせらぎ館	_			
	10特別出張所				
緊急受入対応	(入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、 田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束)	3名(久が原)			
合 計	11施設				

9月11日(木) 18:00頃、全所閉鎖済み

10 被害状況 (16日8時30分現在)

○建物被害(浸水等)

住家·民間事業所等 ※相談件数

地域	住	家	民間事業所等	合計	
坦坝	床上浸水	床下浸水	氏间争未则守	[□] E	
大森東	11	1	0	12	
大森西	8	0	3	11	
入新井	5	0	2	7	
馬込	25	4	3	32	
池上	13	5	0	18	
新井宿	15	2	1	18	
嶺町	11	0	1	12	
田園調布	2	1	1	4	
鵜の木	6	10	0	16	
久が原	26	3	3	32	
雪谷	149	26	12	187	
千束	6	1	1	8	
糀谷	2	0	1	3	
羽田	2	0	0	2	
六郷	0	0	0	0	
矢口	2	0	2	4	
蒲田西	2	1	1	4	
蒲田東	4	1	1	6	
合計	289	55	32	376	

区施設 ※被害施設数は86施設

	床上浸水	床下浸水	浸水 (不明)	その他	合計 (延べ)
区施設	10	5	0	78	93

※このほか、私立保育施設45施設に被害が生じている

○その他の被害等

道路被害 68件 公園被害 7件 その他 13件

(倒木、塀倒壊、土砂流出、コンテナ転倒(死者1名、負傷者1名)等)

停電 約3,640軒 (9月11日 14:47~17:10)

上池台五丁目、中馬込一丁目·三丁目、西馬込一丁目、南馬込五丁目

11 災害対策本部のこれまでの主な活動内容

組織名	内容
防災危機管理課	○全庁の指揮・統括、気象情報収集、被害情報収集、関係機関調整 ○9月13日・14日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 上池台商店街で実施 (※資源環境部とともに従事) 相談127件(消毒関係48件、ごみ関係27件、り災証明関係22件ほか)
災対 企画経営部	○相談・支援情報等に係る広報 9月12日に区公式ホームページで配信開始 問い合わせ14件○9月16日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 場所:本庁舎2階 広聴広報課○公共施設工事現場の状況確認
災対 地域未来創造部	○9月12日から14日「緊急災害対応窓口」を雪谷特別出張所に開設相談245件、り災証明申請受理202件 ○被災者支援ボランティア 9月14日に雪谷特別出張所を拠点に活動開始 ボランティア対応件数7件 業者等への連絡先紹介4件 ○各特別出張所でも管内の被災者に対して相談対応
災対 産業経済部	○巡回による商店街・事業所の被害状況確認 ○9月12日中小企業者の相談窓口開設(受付中)
災対 福祉部	○各福祉施設の利用者の安全確保、最終降園者午後8時保護者引渡し ○田園調布四丁目、五丁目に居住する個別避難計画作成者7名について 電話による安否確認 ○土砂災害警戒区域及び停電区域に居住する在宅人工呼吸器利用者2名 について電話による安否確認
災対 健康政策部	○被災家屋の衛生対策(9月14日17時現在) 消毒隊 延11隊、対応職員 延31名、 相談11件 訪問件数269件(うち不在等42件) 出張所、現地窓口への薬液の搬入本数437本 ※不在については3回訪問実施済
災対 こども未来部	○児童館・保育園に関する対応 ○9月12日建物被害のあった保育園の園児を嶺町特別出張所集会室で代 替保育を実施 9月16日同園の園児を区立田園調布保育園の保育室で代替保育を実施
災対 まちづくり推進部	○各所パトロール、羽田空港との連絡 ○がけ等対応6件、区営住宅などの所管施設に関する対応4件
災対 都市基盤整備部	○各所パトロール ○応急活動(冠水対応・舗装復旧・土砂流出清掃等)75件

○臨時収集 (1) 9月12日 3連休中の人員・機材・廃棄物搬入場所の確保等について庁内及び関係 機関と調整し、態勢構築 (2) 9月13日 対応職員 11名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約70件 現地臨時相談窓口18件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型ブレス車: 2台 軽小型貨物車: 1台 可燃重量: 18.41トン (速報値) 【粗大ごみ】 小型グンブ車: 2台 (平常収集車両4台でも一部対応) 中型ブレス車: 1台 粗大重量: 7.65トン (速報値) (3) 9月14日 対応職員: 20名 電話件数 本庁約20件 現地臨時相談窓口9件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車: 2台 可燃重量: 9.26トン (速報値) 不燃重量: 1.31トン (速報値) 【相大ごみ】 小型プレス車: 2台 和大重量: 5.14トン (速報値) (4) 9月15日 対応職員 7名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約40件 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型がレス車: 1台 可燃重量: 7.47トン (速報値) (4) 9月15日 対応職員 7名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約40件 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型グレス車: 1台 可燃重量: 7.47トン (速報値) 不燃重量: 一(集計中) 【相大ごみ】 小型グレス車: 1台 可燃重量: 7.47トン (速報値) 不燃重量: 一(集計中) 【相大ごみ】 小型グンブ車: 2台 (平常収集車両4台でも一部対応) 大型プレス車: 1台 粗大重量: 一(集計中) ② 9月16日は平常収集に加え、粗大ごみについて臨時対応を実施 9月17日以降も19日を目途に被災地域への臨時対応を継続予定 ○ 9月11日保護者引き取りによる帰宅を実施 (一部メールの不具合あ	
災対 り)	 (1) 9月12日 3連休中の人員・機材・廃棄物搬入場所の確保等について庁内及び関係 機関と調整し、態勢構築 (2) 9月13日 対応職員 11名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約70件 現地臨時相談窓口18件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車:2台 軽小型貨物車:1台 可燃重量:18.41トン (速報値) 不燃重量:- (集計中) 【粗大ごみ】 小型ダンプ車:2台 (平常収集車両4台でも一部対応) 中型プレス車:1台 粗大重量:7.65トン (速報値) (3) 9月14日 対応職員:20名 電話件数 本庁約20件 現地臨時相談窓口9件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車:2台 可燃重量:9.26トン (速報値) 不燃重量:1.31トン (速報値) 【粗大ごみ】 小型がンプ車:2台 粗大重量:5.14トン (速報値) (4) 9月15日 対応職員 7名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約40件 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車:1台 軽小型貨物車:1台 可燃重量:7.47トン (速報値) 【型プレス車:1台 軽小型貨物車:1台 可燃重量:7.47トン (速報値) 小型プレス車:1台 可燃重量:7.47トン (速報値) 小型プレス車:1台 可燃重量:- (集計中) 【型プレス車:1台 和大重量:- (集計中) 〇9月16日は平常収集に加え、粗大ごみについて臨時対応を実施
教育総務部 ○9月12日給食室への被害により半日登校を実施(小池小・洗足池小)	9)

こども文教委員会 令和7年9月17·18日

教育委員会事務局 資料1番

所管 教育総務課

学童保育利用オンライン申請事務処理業務委託事業者の選定結果について

学童保育の利用(一時利用)におけるオンライン申請事務処理業務委託事業者を以下の とおり選定した。

1 受託候補者

名 称:株式会社マックスコム

所在地:渋谷区代々木二丁目2番1号 小田急サザンタワー

2 選定理由

学童保育利用申請事務処理業務委託事業者審査基準に則り審査した結果、本事業 に対する理解が深く、業務執行体制、安全管理体制などにおいて評価が高かったこ とにより選定に至った。

- 3 応募事業者数
 - 2事業者

4 選定経過

公表期間

令和7年6月13日~7月8日

一次審査(書類審査)

令和7年7月9日~7月28日

二次審査(プレゼンテーション) 令和7年8月6日

二次審査結果通知発送

令和7年8月12日

教育委員会事務局 資料2番

所管 指導課

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について

個別目標 1

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小81.3%中75.3%大田区:小76.0%中73.1%】

「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小83.1%中67.5% 大田区:小81.6%中65.8%】

・「5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小80.3%中77.7% 大田区:小80.2%中79.2%】

個別目標 3

·「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童·生徒の割合

【全国:小86.9%中86.2% 大田区:小86.3%中87.9%】

・国語、算数・数学、理科の平均正答率及び IRT スコア (中学校理科のみ)

IRT スコア

小学校	国語	算数	理科
大田区	69	63	59
東京都(公立)	70	64	60
全 国 (公立)	66.8	58.0	57. 1
東京都との比較	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

中学校	国語	数学
大田区	56	51
東京都(公立)	57	53
全 国 (公立)	54. 3	48.3
東京都との比較	\rightarrow	\downarrow

1111 / 1 / 1		
理科		
497		
506		
503		
\downarrow		

国語、算数・数学、理科の観点別平均正答率

小学校	国語	算数	理科
観点	知·技 思·判·表	知·技 思·判·表	知·技 思·判·表
大田区	76. 9 66. 3	70. 2 52. 9	57. 3 60. 1
東京都 (公立)	76. 6 67. 1	70. 9 54. 4	57. 7 61. 2
全 国 (公立)	74. 5 63. 8	65. 5 48. 3	55. 3 58. 7

中学校	国語		数学	
観点	知·技	思・判・表	知·技	思・判・表
大田区	51. 7	56. 4	56. 4	43. 1
東京都(公立)	51. 7	58. 1	58. 3	45. 4
全 国 (公立)	48. 1	55. 3	54. 4	39. 1

個別目標 4

「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小86.5%中86.1% 大田区:小84.8%中86.8%】

・「学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたり することができている」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小84.9%中84.7%大田区:小83.2%中84.4%】

「国語の授業の内容はよく分かる」と答えた児童・生徒の割合

【東京:小83.5% 中78.5% 大田区:小83.1% 中78.8%】

「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小92.2%中92.2%大田区:小92.0%中90.4%】

・「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思う」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小87.4% 中83.8% 大田区:小84.6% 中83.3%】

個別目標 5

・「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童・生徒の割合

【全国:小70.6%中73.2%大田区:小70.3%<u>中73.4%</u>】

こども文教委員会 令和7年9月17・18日

こども未来部 資料1番

所管 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター一部事業の運営方法の変更について

令和8年度に大森北四丁目複合施設Ⅱ期工事及び(仮称)西蒲田七丁目複合施設竣工に伴い、子ども家庭支援センター大森の一部事業及び子ども家庭支援センター蒲田分室等で実施している事業について、以下のとおり運営方法を変更する。

1 変更理由

子育てひろば事業の土曜日開室及び、一時預かり事業等の区民ニーズに柔軟・ 的確に対応するため、民間事業者による一体的な事業運営を行う。

2 変更内容

(1)子ども家庭支援センター大森 子育てひろば事業及びファミリー・サポート事業、一時預かり事業を大森 北四丁目複合施設4階に移転後、民間事業者に一括して運営委託する。

(2) 子ども家庭支援センター蒲田分室

蒲田分室(現社会福祉センター)及び(仮称)西蒲田七丁目複合施設2階の一時預かり事業については、同一事業者に運営委託し、一体的な子育て支援サービスを効果的に提供する。

- 3 運営委託開始日(予定)
- (1) 子ども家庭支援センター大森 令和8年10月1日
- (2) 子ども家庭支援センター蒲田分室 令和8年11月1日
- 4 事業者選定スケジュール (予定)

	子ども家庭支援セン	子ども家庭支援セン	
	ター大森	ター蒲田分室	
募集要領公表	令和8年2月		
選定委員会	令和8年4~5月		
事業者決定	令和8年6~7月		
準備委託	令和8年8~9月	令和8年9~10月	
運営委託開始	令和8年10月1日	令和8年11月1日	

こども文教委員会 令和7年9月17・18日 こども未来部 資料2番 所管 保育サービス課

令和6年度における指導検査の結果について

1 概要

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育施設の適正な運営を維持するため、指導検査の権限が区市町村に付与された。 その後、令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設に対する検査権限が付与された。区はこうした状況を踏まえながら、保育施設に対する指導検査を実施している。

このたび、区内の社会福祉法人と介護保険・障害福祉サービス事業所を所管する福祉部と共に指導検査の結果報告書を策定したため、報告する。

2 実施状況

種別	施設数	実地検査数	うち文書指摘 施設数
私立認可保育所	155	51	22
小規模保育所	25	25	10
事業所内保育所	3	3	2
定期利用保育室	3	3	0
認証保育所	34	12	7
認可外保育施設	17	5	2

(施設数:令和6年4月1日時点)

3 報告書の目的及び活用方法

(1)目的

保育施設や運営事業者が抱える課題やそれに対する区の取組を区民に周知し、 保育サービスに対する一層の理解促進を図る。

(2) 活用方法

区のホームページで公表するとともに、指導検査や集団指導において活用する。

令和6年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監查(検査)結果報告書

令和7年9月 大田区 福祉部・こども未来部

はじめに

平成29年4月1日から、社会福祉法人制度を改革する改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人には、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施など、様々な対応が求められるようになりました。

区では、「区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁として、 社会福祉法第56条に基づき、社会福祉法人の指導監査を実施しています。これは、社会福祉法人の適正な運 営を確保するため、法人の育成に主眼をおいて実施するものであり、区民の皆様が社会福祉法人の施設・サービスを安心して利用していただけるよう、地域における福祉サービスの水準向上を目標としています。

また、区民の皆様が、安心して質の高い福祉サービスをご利用いただけるよう、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスを提供する事業者等に対して、適正なサービスの提供及び法令遵守に向けた指導監査(検査)を実施しています。

本報告書は、令和6年度に実施した社会福祉法人指導監査及び福祉サービス事業者等指導監査(検査)の結果について、主な改善内容のうち指摘件数が多かった事項や、指摘事項の具体事項例を中心に取りまとめたものです。

社会福祉法人及び福祉サービス事業者等の役員・職員、その他運営に携わる皆様には、本報告書を参考に、 問題の早期発見と自主的な改善の取組にご活用いただければ幸いです。

区民の皆様には、福祉サービスが抱える課題や区の取組についてご理解いただき、地域の社会福祉法人や福祉サービス事業者等への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

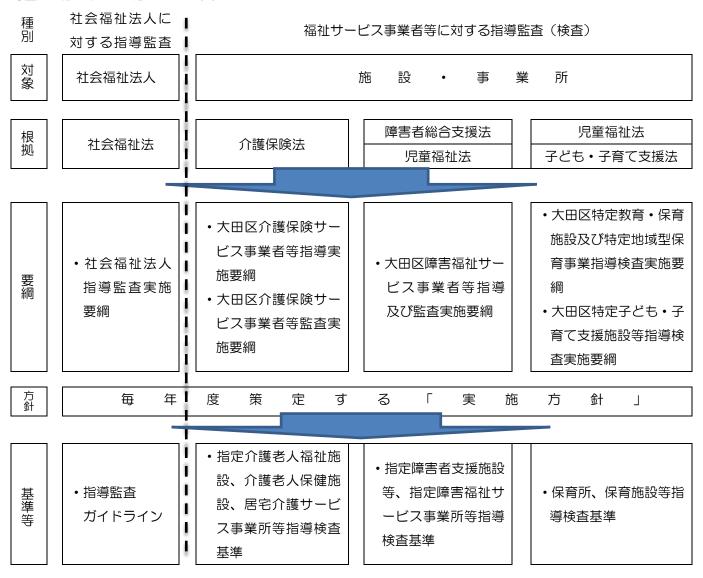
第一章	指導監査(検査)の概要	1
1 指	尊監査(検査)の体系	1
2 指	尊監査(検査)の流れ	3
3 令	106年度の概況	4
第二章	指導監査(検査)の結果	6
1 社会	会福祉法人	6
(1)	令和6年度実施状況	7
(2)) 主な指摘事項	8
(3))好ましい事例	9
2 介	隻保険サービス事業者等	10
(1)	令和6年度実施状況	10
(2)) 主な指摘事項	11
(3)	り 好ましい事例	16
3 障	書福祉サービス事業者等	17
(1)	令和6年度実施状況	17
(2)) 主な指摘事項	18
(3)	り 好ましい事例	23
4 保証	膏所•保育施設等	24
(1)	令和6年度実施状況	24
(2)) 主な指摘事項	25
(3)	り 好ましい事例	29
第三章	資料編	31
資料1	社会福祉法人制度改革	31
資料2	社会福祉法人・福祉サービス事業者等	34
資料3	令和7年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針	41
資料4	令和7年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針	46
資料5	令和7年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針	49
資料6	令和7年度大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業	
	並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針	51
資料7	主な社会福祉施設・事業等の概要	57
資料8	各種参考情報	64
区の指導質	監査(検査)に関する連絡先	67

第一章 指導監査(検査)の概要

1 指導監査(検査)の体系

社会福祉法人に対する指導監査は、国が指導監査の目的や実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、監査対象法人の選定基準や重点項目等を「実施方針」(P41~参照)として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO法人等多様な主体が提供しています。 区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査(検査)を実施しています。



第一章 指導監査(検査)の概要

社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査(検査)を実施方法から分類すると、主に以下のような類型になります。

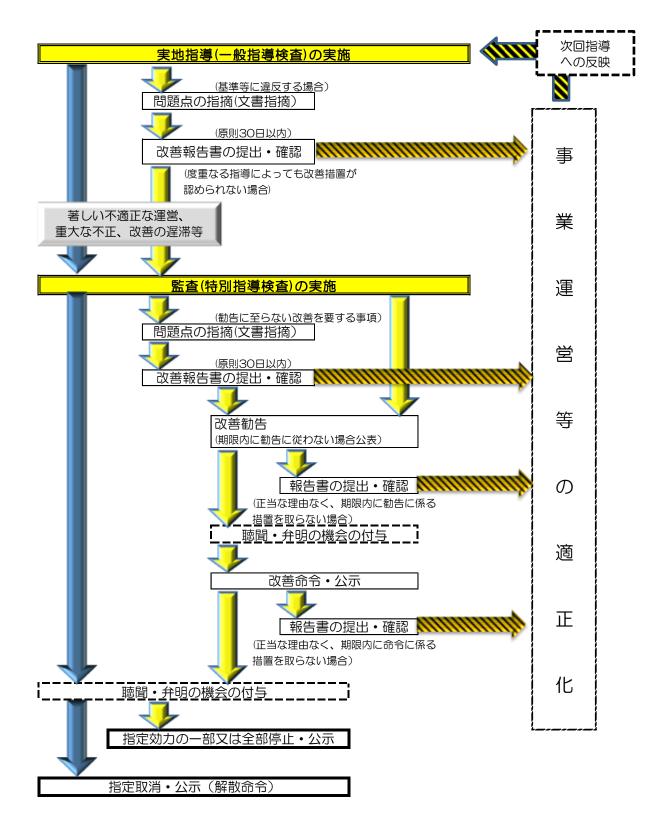
ア 実地指導(-般指導監査):法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査

イ 集団指導(連絡会等):事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施

ウ 監査 (特別指導監査):法令等の違反や、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわ

たって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査

2 指導監査(検査)の流れ



- (注)・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。
 - ・明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

第一章 指導監査(検査)の概要

3 令和6年度の概況

<社会福祉法人>

区による社会福祉法人指導監査業務は、東京都から事務移管された平成25年度から開始しました。また、平成29年4月1日には、平成28年に改正された社会福祉法の大部分が施行され、社会福祉法人制度改革が本格的に実施されています。制度改正の概要については、第三章資料編資料1(P31~)をご覧ください。

各社会福祉法人においては、当該制度改正に伴う変更後定款に基づく新しい体制での評議員会や理事会の 開催、財務諸表等電子開示システムの運用、地域における公益的な取組の実施等、さまざまな対応が求められ ています。

区は所轄庁として、法人が法改正等の趣旨を十分に理解した上で、自主性・自律性を持った運営ができるよう、役員等の選任、評議員会・理事会の運営、役員等への報酬の支給、会計処理及び計算書類の作成が法令等に基づき適正に行われているか等を重点項目として指導監査を実施しました。また、集団指導は集合形式で2回実施し、法人運営に関する事項及び区が実施する福祉施策等の説明並びに法人が実施する取組の報告を行い、法人運営に資する内容であるとともに、法人間で情報交換ができる場となるよう努めています。

所轄庁としての認可等事務については、2法人から定款変更認可申請があり、審査及び認可を行いました。 今後も、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化、地域における公益的な 取組の実施等の制度改革事項の達成に向けて、指導、助言等を継続していきます。

<介護・障がい>

平成 12 年度に介護保険法制度がはじまり、障がい分野においては平成 18 年度に障害者自立支援法、平成 25 年度からは障害者総合支援法が施行されました。区内では、社会福祉法人、NPO 法人、民間企業等の多様な事業者が福祉サービスを提供しています。区では、区民の皆様が質の高い福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正なサービス提供が行われるよう指導しています。また、悪質な法令違反や明らかな不正請求を行った事業所には行政処分等を行う場合があります。なお、令和6年度は大田区で行政処分を行った事例はありませんでした。

実地指導は、サービス利用者の尊厳保持の視点から、身体的拘束の廃止に向けた取組や虐待の未然防止に向けた取組が図られているか、人員配置基準は適正か、報酬請求は適正か等を重点項目として実施しました。また実地指導に加え、事業種別毎の集団指導を実施しています。令和6年度については、居宅介護支援、地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)、計画相談支援及び障害児相談支援の各事業種別に対し、eラーニング及び You Tube の大田区公式チャンネルによる動画配信にて実施しました。

第一章 指導監査(検査)の概要

<保育>

平成27年4月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、大田 区においても各特定教育・保育施設(認可保育所)及び特定地域型保育施設(小規模保育所、事業所内保育 施設)の指導検査を平成28年9月から本格的に開始しました。

また、令和元年 10 月の保育料無償化に伴い、認証保育所及び認可外保育施設について、令和3年9月から指導検査を開始しました。

令和6年度は、利用するこどもの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。

運営関係では、① 職員の確保及び処遇、② 安全計画に基づく災害対策、安全確保、③ 適正な情報提供・情報開示、保育内容の関係では、① 保育所保育指針に基づく保育、② 児童一人一人に応じた保育の徹底、③ 安全対策の徹底、会計経理関係では、① 「経理等通知」等が遵守されているか、② 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか、③ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱が遵守されているかを重点項目として実施しました。

集団指導については、集合形式とオンライン配信を併用し、認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所、定期利用保育室、認証保育所及び認可外保育施設について実施しました。

第二章 指導監査(検査)の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された特別な法人です。税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。社会福祉法人は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉事業の実施や地域における公益的な取組の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されています。

このため、社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法令又は通知等に 定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健 全な経営の確保を図ることを目的として実施しています。

(指導監査のポイント)

- ・ 役員等選任関係書類の整備
 - 社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。
- ・法令及び定款に従った法人運営

社会福祉法及び定款に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・ 理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類 です。

- ・計算関係書類の適正な整備
 - 財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提です。
- ・ 適切な情報提供

事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備置き・閲覧・公表されていること をチェックします。

主たる事務所が大田区内にあり、その行う事業が大田区の区域を越えない社会福祉法人については、大田区長が所轄庁と定められています(社会福祉法第30条第1項)。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

(各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人数	19	19	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、<u>第三章資料編資料2(P34~)</u>をご覧ください。

(1) 令和6年度実施状況

ア 一般指導監査

所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、6法人に対して一般指導監査を行いました。

(対象法人数は令和6年4月1日現在)

対象法人数	指導監査数(a)	うち文書指摘法人数(b)	文書指摘率(b/a)
19	9	6	100.0%

平成 28 年度までは、所轄する社会福祉法人に対して原則として2年に1回、指導監査を実施することとされていましたが、平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として3年に1回、指導監査を実施することとしています。

イ 集団指導(社会福祉法人指導連絡会)

所轄する社会福祉法人 19 法人を対象に、社会福祉法人指導連絡会を開催し、集団指導を行いました。

実施回	項目	内容
第1回	開催日	令和6年8月7日
	開催場所	大田区役所本庁舎2階 201・202 会議室
	内容	・災害時の避難の考え方と災害への各自の備えの重要性
		・令和5年度法人監査における指摘事項について
		・ 令和6年度財務諸表等電子開示システム届出状況
		・令和6年度大田区地域協議会について(報告)
		・令和6年度社会福祉法人指導監査の実施方法等について
	出席法人数	18
	出席率	94.7%
第2回	開催日	令和7年2月4日
	開催場所	大田区役所本庁舎2階201・202会議室
	内容	・大田区地域福祉計画について
		・令和7年度 任期満了に伴う役員・評議員の一斉改選に係る手続
		について
		・令和6年度決算に向けての留意事項
		・社会福祉法人からの実施報告(法人の業務改善に向けた取組につ
		いて)
	出席法人数	18
	出席率	94.7%

(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は「指導監査ガイドライン」に基づくものです。

文書指摘の有無 (法人数)



文書指摘内訳(件数) (上位3項目) 評議員、役員の選任 法令、経理規程等の 定めに従った事務処理 評議員会、理事会の招集

指摘の具体事項例

主な改善内容

- ▶ 評議員、役員の選任・・・8件
 - ◆ 評議員会は、役員の選任・解任や定款変更の承認等、法人の基本的事項について決議する権限を有し、中立的・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。その重要性に鑑み、評議員が評議員会を欠席することは適当ではない。しかし、評議員1名が、直近2年度の評議員会をいずれも欠席していた事例があった。

当該法人では、次回の評議員会以降、特定の 評議員の欠席が継続することのないように、十 分な日程調整を行うこととしました。

- ▶ 法令、経理規程等の定めに従った事務処理・・・7件
 - ◆ インターネットバンキング(※1)による金融取引は、支払業務の中核をなすものであり、重要度も高くなっている。法人は、「会計基準省令(※2)に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。」とされているが、インターネットバンキングによる金融取引を以前より行っているにもかかわらず、本取引に関する規程が作成されていない事例があった。

当該法人では、監査後、速やかにインターネットバンキング利用規程を作成することとしました。

主な改善内容

- ▶ 評議員会、理事会の招集・・・5件
 - ◆ 評議員会の招集については、理事会の決議により ①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的で ある事項がある場合は当該事項、③評議員会の目 的である事項に係る議案の概要を定め、招集通知 に記載しなければならない。しかし、評議員会の 議案の概要について、理事会の決議を得ず、ま た、招集通知に記載していない事例があった。

当該法人では、次回の評議員会以降、法令に 従い、必要な事項について理事会の決議を得 て、招集通知に記載することとしました。

(用語解説)

- ※1 インターネットバンキング・・・インターネットを利用して、金融機関の口座から資金移動や振込、 口座照会などを行うサービス。社会福祉法人においては、厚生労働省が示す「経理事務マニュア ル」や「経理規程例」に基づき、インターネットバンキング利用時も現金取引と同様に適切な会 計処理と内部統制の確保が求められている。
- ※2 会計基準省令・・・社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号) 社会福祉法人は、本省令及び省令を受けて定められた関係通知に基づき、会計処理を行い、会計 帳簿、計算書類及び附属明細書等を作成しなければならないこととされている。これらは、社会 福祉法人が行うすべての施設や事業について適用される。

(3) 好ましい事例

- 全職員参画による経営計画の策定
 - ◆ 全職員が参画し、多様な福祉ニーズへの対応、組織経営基盤の強化、職員の確保・育成・定着を柱とした経営計画を策定していた。
- ▶ 書類や帳票等の整理・保存の徹底
 - ◆ 運営に関する書類(理事会や評議員会議事録、役員及び評議員選任関係書類等)及び会計に関する 書類(会計帳簿、帳票類、伝票等)が、それぞれ適切に整理・保存されていた。

2 介護保険サービス事業者等

(1) 令和6年度実施状況

介護保険サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進、 人員基準、設備基準・運営基準関係、介護報酬関係、計画の適切な作成、介護職員の処遇改善、業務管理体制、を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和6年度は97事業所に対して、実地での指導を実施しました。

(対象事業所数は令和6年4月1日現在)

事業種別	対象事業所数	実地指導数(a)	うち文書指摘 事業所数(b)	文書指摘率 (b/a)
(ア)施設サービス	26	5	G	100.0%
(イ)在宅サービス	669	67	55	82.1%
(ウ)居宅介護支援	163	25	18	72.0%
合計	858	97	78	80.4%

イ 集団指導

令和6年12月から令和7年1月まで、eラーニング及びYou Tubeの大田区公式チャンネルに動画を配信することにより実施しました。

(ア) 主な内容

- 指導について
- ・実地指導における主な指摘事項
- ・ 令和6年度介護報酬改定における改定事項

(イ) 受講状況

種別	対象事業所数 (a)	うち受講事業所数 (b)	受講率 (b/a)
認知症対応型共同生活介護	43	43	100.0%
居宅介護支援	154	154	100.0%
合計	197	197	100.0%

(2) 主な指摘事項

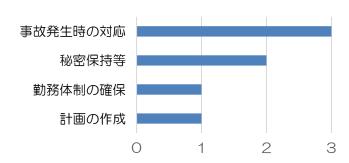
ア 施設サービス

施設サービスとして、介護老人福祉施設に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無 (事業所数)



文書指摘内訳(件数) (上位4項目)



指摘の具体事項例

主な改善内容

事故発生時の対応・・・3件

医療機関の受診を伴う転倒事故に関する事故報告 書が区に提出されていない事例があった。

当該事業所では、区の事故発生時の報告取 扱要領を再度確認し、漏れのないように報告 することとしました。また、事故防止委員会で 事故報告書の作成と提出について管理するこ ととしました。

秘密保持等•••2件

事業者は、従業者が退職後も含めて正当な理由が なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ なければならないが、必要な措置が講じられてい ない事例があった。

当該事業所では、秘密保持に関する誓約書 を取り交わしていない従業者について、取り 交わすこととしました。

勤務体制の確保・・・1件

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資 格等を有さない者について、認知症介護に係る基|講じ、研修を受講させることとしました。 礎的な研修を受講させるために必要な措置が講じ られていない事例があった。

当該事業所では、研修受講のための措置を

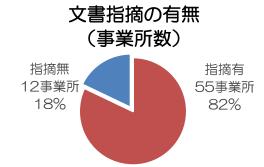
▶ 計画の作成・・・1件

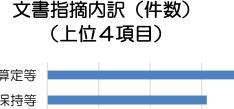
◆ 入所者の状態に変化がありサービス提供内容が変更されていたにもかかわらず、施設サービス計画を変更していない事例があった。

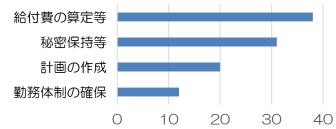
当該事業所では、施設サービス計画作成後、 モニタリング及びアセスメントを定期的に行 い、解決すべき課題等に変化が認められる場 合は、随時施設サービス計画を変更すること としました。

イ 在宅サービス

在宅サービスとして、訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護の事業所に対して、実地指導を行いました。







指摘の具体事項例

主な改善内容

- 給付費の算定等・・・38件 (訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護)
 - ◆ 入浴介助加算について、入浴を行っていないにも 関わらず入浴介助加算を算定している事例や、入 浴介助加算の算定要件のうち、以下の要件を満た していない事例があった。
 - 入浴介助に関する研修を行うこと。
 - ・他職種が共同して、居宅に訪問し、浴槽の環境等 を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。
 - ・個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で入浴 介助を行うこと。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。

- ◆ 個別機能訓練加算の算定要件のうち、以下の要件 を満たしていない事例があった。
 - 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法 士等を1名以上配置していること。
 - ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成すること。
 - ・計画作成後、3月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。
 - ・概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、介護支援専門員等にも適宜報告・相談を行い、計画の見直し等を行うこと。
 - 個別機能訓練に関する記録を利用者ごとに保管 し、常に個別機能訓練従事者が閲覧できるよう にしておくこと。

主な改善内容

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。

- 秘密保持等・・・31 件 (訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護)
 - ◆ 事業者は、従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。

◆ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用 者やその家族の個人情報を用いる場合には、あら かじめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る 必要があるが、個人情報を用いているにも関わら ず、利用者や利用者の家族について、個人情報を 用いる場合の同意が、あらかじめ文書により得ら れていない事例があった。

当該事業所では、秘密保持に関する誓約書 を取り交わしていない従業者について、取り 交わすこととしました。

当該事業所では、サービス担当者会議等に おいて、利用者及びその家族の個人情報を使 用する場合には、あらかじめ文書にて同意を 得ることとしました。

主な改善内容

- 計画の作成・・・20件 (訪問介護、通所介護)
 - ◆ 介護計画の作成に関する、以下の業務が適切に行 われていない事例があった。
 - •介護計画の作成時に当たり、アセスメントに基づ き、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサ ービスの具体的内容等を明らかにすること。
 - ・居宅サービス計画に沿った介護計画を作成する こと。
 - ・介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意 を得て利用者に交付すること。
 - •モニタリングについても、利用者又は家族に説明 を行うとともに、必要に応じて介護計画の変更を 行うこと。

当該事業所では、介護計画等に関する一連 の業務を確認し、適切に業務を行っていくこ ととしました。

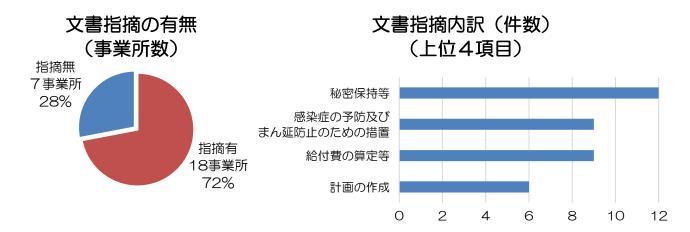
- 勤務体制の確保・・・12件 (訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介 護)
 - ◆ 職場において行われるセクシャルハラスメント、 パワーハラスメントにより従業者の就業環境が害 されることを防止するための、方針の明確化及び その周知・啓発や、相談に応じ適切に対応するため に必要な体制の整備がされていない事例があっ た。

当該事業所では、ハラスメントを防止する ための方針を定め、従業者に周知するととも に、相談窓口の整備を行いました。

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資 格等を有さない者について、認知症介護に係る基|講じ、研修を受講させることとしました。 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ ていない事例があった。

当該事業所では、研修受講のための措置を

ウ 居宅介護支援



指摘の具体事項例

主な改善内容

秘密保持等・・・12件

- ◆ 事業者は、従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。
- 当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業者について、取り 交わすこととしました。
- ◆ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者 やその家族の個人情報を用いる場合には、あらか じめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る必 要があるが、個人情報を用いているにも関わらず、 利用者や利用者の家族について、個人情報を用い る場合の同意が、あらかじめ文書により得られて いない事例があった。

当該事業所では、サービス担当者会議等に おいて、利用者及びその家族の個人情報を使 用する場合には、あらかじめ文書にて同意を 得ることとしました。

▶ 感染症の予防及びまん延防止のための措置・・・9件

- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が 適切に講じられていない事例があった。
 - 委員会をおおむね6月に1回以上開催するとと もに、その結果について、従業者に周知徹底を図 ること。
 - ・ 指針を整備すること。
 - ・研修及び訓練を定期的に実施すること。

当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に講じることとしました。

主な改善内容

- 給付費の算定等・・・9件
 - ◆ 退院・退所加算について、病院等の職員との面談を 行った記録が確認できない事例やカンファレンス に出席した職種が不足している事例があった。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。

計画の作成・・・6件

- ◆ 居宅サービス計画の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。
 - •居宅サービス計画の作成に当たり、適切な時期に っていくこととしました。 アセスメントを行うこと。
 - ・サービス担当者会議を開催し、利用者の情報を担当者と共有するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。
 - ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける 場合は、その利用の妥当性をサービス担当者会議 等において検討し、福祉用具貸与が必要な理由を 居宅サービス計画に記載すること。
 - ・モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、 利用者の居宅を訪問し、その結果を記録に残すこ と。

当該各事業所では、居宅サービス計画等に 関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました

(3) 好ましい事例

▶ 居宅介護支援

◆ 従業員個別の研修計画書が、一年後どのような介護支援専門員になりたいか、そして個別の研修にあたってはこの研修はどんな目的をもって受講するのかが明確になるよう、工夫した様式を使用していた。

3 障害福祉サービス事業者等

(1) 令和6年度実施状況

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進、人員基準、設備基準・運営基準関係、自立支援給付関係、福祉・介護職員等の処遇改善、業務管理体制を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア実地指導

令和6年度は45事業所に対して、実地での指導を実施しました。

(対象事業所数は令和6年4月1日現在)

種別	対象事業所数	実地指導数(a)	うち文書指摘 事業所数(b)	文書指摘率 (b/a)
(ア) 障害福祉 在宅サービス事業	331	34	25	73.5%
(イ) 相談支援事業	81	8	8	100.0%
(ウ) 障害児通所支援事業	108	3	2	66.6%
合 計	520	45	35	77.7%

イ 集団指導

令和6年12月から令和7年1月までeラーニング及びYouTubeの大田区公式チャンネルに動画を配信することにより実施しました。

(ア) 主な内容

- 指導について
- ・ 実地指導における主な指摘事項について
- ・令和6年度より義務化された事項について

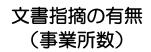
(イ) 受講状況

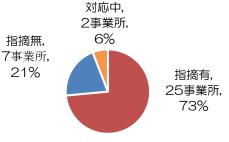
種別	対象事業所数 (a)	受講事業所数 (b)	受講率 (b/a)
計画相談支援	44	44	100.0%
障害児相談支援	19	19	100.0%
合計	63	63	100.0%

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

障害福祉在宅サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助の事業所に対して、実地 指導を行いました。





文書指摘内訳(件数) (上位6項目)



(令和7年6月30日時点)

指摘の具体事項例

主な改善内容

- ▶ 給付費の算定・・・23件 (居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)
 - ◆ 初回加算について、サービス提供責任者が指定居 宅介護等を行ったこと又はその他の居宅介護従業 者が指定居宅介護等を行った際にサービス提供責 任者が同行したことが確認できない事例があっ た。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

◆ サービスを提供していないにも関わらず、所定単位数を算定している事例があった。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求時の確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

◆ 喀痰吸引等支援体制加算について、登録特定行為 事業者の登録を行っていない事例があった。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げました。また、速やかに登録特定行為事業者の登録を行いました。

主な改善内容

- ▶ 秘密保持等・・・20件 (居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)
 - ◆ 事業者は、従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、一部従業者について、必要な措置を講じていない事例があった。

当該事業所では、秘密保持に関する誓約書 を取り交わしていない従業者について、取り 交わすこととしました。

◆ 他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者家族に 関する情報を提供しているにもかかわらず、個人 情報の使用同意を、あらかじめ利用者家族から文 書で得ていない事例があった。

当該事業所では、今後は、個人情報の使用 同意書に家族代表欄を設けた新たな様式に て同意を得ることとし、既利用者について も、同様の様式を用いて、利用者及びその家 族に説明し、同意を得ることとしました。

- ▶ 計画の作成等・・・11件 (居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)
 - ◆ 居宅介護計画等の作成等について、以下のとおり 適切に作成等がされていない事例があった。
 - ・居宅介護計画等が作成されていない。
 - ・居宅介護計画等作成時のアセスメントが初回の み実施など、適切に行われていない。
 - ・居宅介護計画等の内容について、説明と同意や交付していることが確認できない。
 - ・ 実施状況の把握及び評価が行われていない。

当該事業所では、居宅介護計画等に関する 一連の業務を確認し、適切に業務を行ってい くこととしました。

- ▶ 感染症の予防及びまん延防止・・・9件 (居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)
 - ◆ 感染症が発生し、またはまん延しないために必要な以下の措置の全部または一部が適切に講じられていない事例があった。
 - ・委員会を開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 指針を整備すること。
 - 研修及び訓練を定期的に実施すること。

当該事業所では、感染症の予防及びまん延 の防止のための必要な措置を適切に講じる こととしました。

主な改善内容

- 勤務体制の確保・・・8件 (居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)
 - ◆ ハラスメント防止のための方針の明確化及び窓口の整備を行っていない事例があった。

当該事業所では、ハラスメントの防止のための指針を作成し、相談に対応する担当者を定めました。また、これらを従業者に周知することとしました。

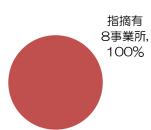
- ▶ サービス提供の記録・・・7件 (居宅介護、重度訪問介護)
 - ◆ 指定居宅介護等を提供した際の記録(提供日、内容 その他の必要な事項)が確認できない事例、提供し た際の記録について、支給決定障害者等から確認 を受けていない事例があった。

当該事業所では、当該指定居宅介護等の提供日、内容その他必要な事項について、都度記録し、支給決定障害者等から確認を得ることを徹底することとしました。

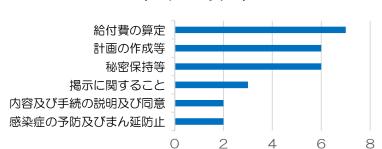
イ 相談支援事業

相談支援事業として、計画相談支援と障害児相談支援の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無 (事業所数)



文書指摘内訳(件数) (上位6項目)



指摘の具体事項例

主な改善内容

- ▶ 給付費の算定・・・7件 (計画相談支援、障害児相談支援)
 - ◆ 指定サービス利用支援費の算定にあたり、サービス等利用計画が未作成または、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取について確認ができないにもかかわらず、これらの基準を満たすものとして指定サービス利用支援費が算定されている事例があった。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求する際は確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

主な改善内容

- ▶ 計画の作成等・・・6件 (計画相談支援、障害児相談支援)
 - ◆ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成等について、以下のとおり適切に作成等がされていない事例があった。
 - ・アセスメントの記録が、利用者の基本情報の項目 にとどまっており、利用者の課題を客観的に抽出 されていない。
 - サービス担当者会議の開催等により、専門的な見 地からの意見を求め、その内容を記録に残してい ない。
 - 利用者等に面接により、適切にモニタリングを実施していることが確認できない。
 - ・相談支援専門員がアセスメント及びモニタリングを行っていることが確認できない。

当該事業所では、サービス等利用計画及び 障害児支援利用計画に関する一連の業務を 確認し、適切に業務を行っていくこととしま した。

- 秘密保持等 • 6 件 (計画相談支援)
 - ◆ サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を使用しているにもかかわらず、個人情報の使用同意を、あらかじめ、利用者家族から文書で得ていない事例があった。

当該事業所では、今後は、個人情報の使用 同意書に家族代表欄を設けた新たな様式に て同意を得ることとし、既利用者について も、同様の様式を用いて、利用者及びその家 族に説明し、同意を得ることとしました。

- ▶ 掲示に関すること・・・3件 (計画相談支援)
 - ◆ 重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けていない事例があった。

当該事業所では、利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を記載 したファイルを、事業所の見やすい場所に備 え付けることとしました。

- ▶ 内容及び手続の説明及び同意・・・2件 (計画相談支援、障害児相談支援)
 - ◆ 運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例があった。

当該事業所では、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得たことが確認できるよう、書類管理を徹底することとしました。

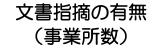
主な改善内容

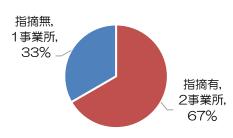
- ▶ 感染症の予防及びまん延防止・・・2件 (計画相談支援)
 - ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための措置として、 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討 する委員会を、概ね6月に1回以上、定期的に開催 していない事例があった。

当該事業所では、委員会を開催し、結果に ついて、従業者に周知徹底を図ることとし ました。

ウ 障害児通所支援事業

指定障害児通所支援事業として、放課後等デイサービスと児童発達支援の事業所に対して、実地指導を行いました。





文書指摘内訳(件数) (上位4項目)



指摘の具体事項例

主な改善内容

- ▶ 定員の遵守・・・2件 (放課後等デイサービス)
 - ◆ 定員を超過してサービス提供を行っている事例が あった。

当該事業所では、利用人数の調整を行い、 災害や虐待などのやむを得ない事情がある 場合以外は、定員を超えないようにすること としました。

- ▶ 給付費の算定・・・2件 (放課後等デイサービス)
 - ◆ 延長支援加算について、延長支援を行った時間を 誤った区分で算定している事例があった。

当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を 行いました。

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査(検査)の結果

指	摘の具体事項例	主な改善内容
>	業務管理体制の届出・・・1件 (放課後等デイサー	ビス)
	◆ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていな	当該事業所では、業務管理体制の整備に関
	い事例があった	する事項の届出を行いました。
>	計画の作成等・・・1件 (放課後等デイサービス)	
	◆ 初回の放課後等デイサービス計画の作成に当たり、	当該事業所では、初回の放課後等デイサー
	担当者等を招集して行う会議を開催していない事	ビス計画の作成に当たって、担当者等を招集
	例があった。	して行う会議を開催することとしました。

(3) 好ましい事例

- 共同生活援助
 - ◆ 食費、水道光熱費、日用品費の3月毎の精算について、エクセル等の活用により、明瞭な管理が されていた。

4 保育所・保育施設等

(1) 令和6年度実施状況

ア 実地指導

特定教育・保育施設(私立認可保育所)、特定地域型保育事業所(小規模保育所、事業所内保育所)、特定子ども・子育て支援施設等(定期利用保育室、認証保育所及び認可外保育施設)に対する指導検査は、職員の確保及び処遇、安全対策の徹底及び事故発生時の対応、「経理等通知」等が遵守されているか等を重点項目として、以下のとおり実施しました。

(対象施設数は令和6年4月1日現在)

種別	対象施設数	実地検査数(a)	うち文書指摘 施設数(b)	文書指摘率 (b/a)
(ア)私立認可保育所	155	51	22	43.1%
(イ)小規模保育所	25	25	10	40.0%
(ウ)事業所内保育所	3	3	2	66.7%
(工)定期利用保育室	3	3	0	0.0%
(才)認証保育所	34	12	7	58.3%
(力)認可外保育施設	17	5	2	40.0%
合 計	237	99	43	43.4%

イ 集団指導

会場開催とオンライン動画配信の形式で実施しました。

種別	対象施設数	主な内容
私立認可保育所	155	① 大田区における指導検査の概要の説明
小規模保育所 事業所内保育所	28	② 実地検査における確認内容、主な指導事項とその注意 点等
認証保育所	34	運営管理保育内容
認可外保育施設• 定期利用保育室	20	・会計経理(認可外を除く。)

ウ 特別指導検査

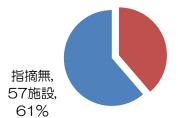
特定教育・保育施設が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な 支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査を実施します。

令和6年度は、私立認可保育所 14 施設に対して特別指導検査を実施し、このうち 2 施設に文書による指摘を行い、さらにそのうち 1 施設には改善勧告を行いました。

(2) 主な指摘事項

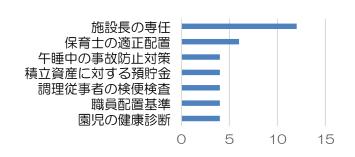
ア 私立認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所

文書指摘の有無 (施設数)



指摘有, 36施設, 39%

文書指摘内訳(件数) (上位了項目)



指摘の具体事項例

主な改善内容

▶ 施設長の専任・・・12件

◆ 施設長が保育シフトに入っていて、運営管理業務 に専従していなかった。 当該保育施設では、施設長がシフトに入らなくても良い保育体制を確保するため、職員の採用活動に注力することとしました。

◆ 施設長が早番、遅番のシフトに入っていた。

当該保育施設では、採用強化や人事異動等による職員配置改善や本部による支援体制の強化に取り組むこととしました。

▶ 保育士の適正配置・・・6件

◆ 早番や遅番の時間帯等利用するこどもの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名の配置の日があり、基準を下回っている事例があった。

当該保育施設では、開所時間中に保育士を適正に配置するため、常勤保育士を含む保育士2名を配置する保育体制を整備することとしました。

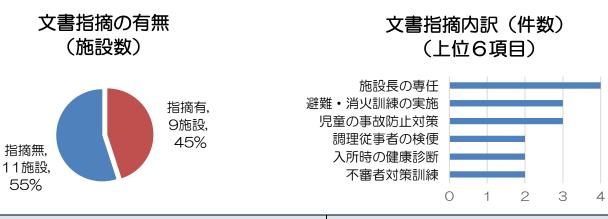
◆ 開所時間中は常勤保育士を配置しなければならないが、早番の時間帯において常勤保育士を配置していない事例があった。

当該保育施設では、開所時間中に保育士を適正に配置するため、早番時より常勤の保育士1 人以上を配置した保育体制を整備することとしました。

指	摘の具体事項例	主な改善内容
>	午睡中の事故防止対策・・・4件	
	◆ 睡眠中の事故防止対策を講じていない時間があった。	当該保育施設では、乳幼児突然死症候群 (SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を 講じるために、睡眠中のこどものそばから離 れずきめ細かい観察を行うとともに、睡眠チェック表に記録を残し、仰向け寝の徹底を図 ることとしました。
>	積立資産に対する預貯金・・・4件	
	◆ 積立資産に対する預貯金を確保していない。	当該保育施設では、各拠点の積立資産(預金) を、本社の積立資産一括管理口座にて管理する こととしました。
>	調理従事者の検便検査・・・4件	
	◆ 調理従事者の検便検査が未実施だった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者(施設長や衛生管理者)は検便結果を確認した上で調理業務に従事させることとしました。
>	職員配置基準・・・4件	
	◆ 国基準を満たす常勤保育士が配置されていなかった。	当該保育施設では、一時的な職員異動等の対応ではなく、専任の保育士を雇用しました。引き続き、急な欠勤や退職等に対応するため職員の採用活動に注力することとしました。
	◆ 調理従事者の職員配置が不足している。	当該保育施設では、基準を満たすように調理 従事者1名を雇用しました。

指摘の具体事項例		主な改善内容	
>	園児の健康診断・・・4件		
	◆ 園児の定期健康診断が未実施の児童がいた。	当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを考慮した上で適切に実施することとしました。	
	◆ 健康診断の記録が残っていなかった。	当該保育施設では、定期的に健康診断を実施 した結果を記録に残すために、健康診断記録を 作成するとともに、健康診断記録について記載 漏れのないよう、職員間でダブルチェックする などの体制を整備することとしました。	

イ 定期利用保育室、認証保育所、認可外保育施設



指摘の具体事項例		主な改善内容	
~	施設長の専任・・・4件		
	◆ 施設長が施設の管理業務に専任すべきところ、保証 業務に従事していた。	当該保育施設では、施設長がシフトに入らなくても良い保育体制を確保するため、職員の採用活動に注力することとしました。	

指	摘の具体事項例	主な改善内容		
>	避難・消火訓練の実施・・・3件			
	◆ 避難及び消火訓練を実施していない月があった。	当該保育施設では、避難訓練の担当表の見 直しや実施できなかった日時の確認など、訓 練を毎月できるように話し合いを行うことと しました。また、訓練記録を忘れずに残すよう 職員会議で周知することとしました。		
>	- 「 - 児童の事故防止対策・・・3件			
	◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境下に置かれているが、定期点検を実施していなかった。	当該保育施設では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検するために、あらかじめ点検項目を明確にし、点検を実施した上で文書として記録するとともに、その結果を職員に周知して情報の共有化を図り、問題のある箇所の改善に向けて取り組むこととしました。		
>	調理従事者の検便・・・2件			
	◆ 調理従事者の検便が未実施の月があった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者(施設長や衛生管理者)は検便結果を確認した上で調乳業務に従事させることとしました。		
>				
	◆ 入所時の健康診断が未実施である児童がいた。	当該保育施設では、入所した者に対し、入所 時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法 などを考慮した上で適切に実施するととも に、その結果を記録に残し保管することとします。この時、記載漏れのないよう、職員間で ダブルチェックするなどの体制を整備することとしました。		

指摘の具体事項例		主な改善内容	
~	不審者対策訓練・・・2件		
	◆ 不審者対策訓練を実施していなかった。	当該保育施設では、検査後に不審者対策訓練を実施するとともに、訓練の年間計画や安全計画に組み込むこととしました。	

(3) 好ましい事例

▶ 運営管理

- ◆ 安全計画について、職員に対しては、毎月の職員会議や訓練の機会にその月の重点事項を振り返っていた。また、保護者に対しては、安全計画を掲示していつでも見られるようにしており、保護者会等でも園の取り組みについて説明をしていた。園だより等で、園の安全に対する取り組みを紹介するとともに、家庭においても安全についてお話しする機会を設けるように促していた。
- ◆ 安全計画の各項目に、実績を手書きする様式にして、進捗を管理していた。
- ◆ 消火訓練について、年に1度消防署に協力してもらい、屋外で園児が見ている中で、対象に向けて 実際に消火器を使用するような訓練形態を取っていた。また、園児に消防車に乗ってもらうなどの イベントも取り入れ、児童の意識啓発にも努めていた。
- ◆ 不審者対策訓練で、警察署の職員に協力してもらい、防犯グッズの紹介、不審者への対応を体験するような訓練を実施していた。

▶ 保育内容

- ◆ 当該保育施設では、入所した者に対し、入所時の健康診断を行うため、実施時期、実施方法などを 考慮した上で適切に実施するとともに、その結果を記録に残し保管していた。この時、記載漏れの ないよう、職員間でダブルチェックするなどの体制を整備していた。
- ◆ ヒヤリハット記録に残すことに注力している園があり、ヒヤリハット記録の表紙に、回覧したことがわかるよう、職員のサインもしくは押印記載欄を設けていた。これにより、全職員がヒヤリハット記録を確認すると共に、職員間で共有を図ることにつながっていた。
- ◆ 月内に必ず検便結果が出るように、月の中旬に業者に提出をしている保育施設があった。
- ◆ 日当たりのよい保育施設であるが、さらに、睡眠中も保育中同様、電灯を点けてこどもの顔の見える明るさを維持していた。
- ◆ 睡眠中の役割分担を明確にするため、「午睡当番」と記入してあるビブスを着用し、睡眠チェックを行っていた。
- ◆ アレルギー対応の食事ができた際、献立と除去食について調理従事者と保育士が確認し、次にその 保育士と、別の担任保育士が再度献立と除去食について確認してから食事を提供していた。また、 担任保育士と調理従事者だけでなく、施設長も調理室前に出向き、提供前に献立と除去食を確認し

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査(検査)の結果

ている園もあった。このように、ダブルチェック、トリプルチェックを行うことで、より一層誤食 リスクを回避していた。

- ◆ 日誌とは別に、毎日、クラスごとの「ヒヤリハット記録簿」に記録を残すことになっており、何も 起きなかった日には「特記事項なし」と記載していた。この「ヒヤリハット記録簿」にも担任及び 施設長の押印欄が有り、毎日押印されていた。
- ◆ 給食時、食物アレルギーをもつ児童に除去食を介助する職員のエプロンの色と、他の児童に食事を 提供している職員のエプロンの色とが異なっていた。これにより、役割分担が明確化され、事故を 未然に防ぐ対策となっていた。
- ◆ 保育日誌に園外保育(散歩)や水遊びの項目を設け、園外保育もしくは水遊びを行った際はそのどちらかに「〇印」を付ける、園外保育(散歩)に同行する職員欄や、プール・水遊びの監視者及び指導者の欄には全職員名を印字し、該当する職員名に「〇印」をつけるなど簡略化を図り、効率的な記載方法に向けて取り組んでいた。

> 会計経理

- ◆ 個人情報を含む重要資産である、パソコン、タブレット、カメラ、SD カードなどについて、「遅番 チェックリスト」を用いて、毎日、実在していることを確認していた。
- ◆ 資産の数や重要性、園の規模等に応じて、毎日ではなくても定期的(週次・月次・半年毎など)に 実施するチェック項目や、本部等からの巡回職員が来所時にチェックする項目に含めていた。

資料1 社会福祉法人制度改革

平成 28 年3月 31 日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。)に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成 18 年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成29年4月1日に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

(「※」については平成28年4月1日施行)

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- ア 議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置
 - ・評議員会は、役員(理事及び監事)及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、 合併等の重要事項を決議することとした。
 - ・役員又は当該社会福祉法人の職員と評議員との兼務を禁止することとした。
 - ・評議員の数は、理事の員数を超える数とした。
 - ・サービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人については、評議員の定数について経過措置(平成29年4月1日から平成32年3月31日までは4人以上)を適用できることとした。
 - ・評議員の任期は4年(定款の定めにより6年まで延長可能)とし、再任も可能とした。
- イ 役員又は評議員の権限・責務・責任の明確化
 - ・理事会の職務は、社会福祉法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職とした。
 - ・理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事に 選定されたものは、原則として3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告することと した。
 - 役員等又は評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定した。
- ウ 親族等特殊の関係のある者の役員・評議員への選任の制限に係る規程を整備した。
- エ 法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計が 30 億円を超える又は法人単位貸借対照表の負債 の部合計が60億円を超える社会福祉法人(特定社会福祉法人)は、会計監査人(公認会計士又は監 査法人)の設置を義務化した。

- (2) 事業運営の透明性の向上
 - ア 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とした。
 - イ 閲覧請求者の範囲を利害関係人から国民一般に拡大した。
 - ウ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とした。

	改正前	改正後
備置き・閲	①事業報告書 ②財産目録	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表
覧	③貸借対照表 ④収支計算書	④収支計算書 ⑤事業報告・決算附属明細書
	⑤監査報告	⑥監査報告 ⑦現況報告書
		⑧役員区分ごとの報酬総額 ⑨定款
		⑩役員等名簿 ⑪役員報酬基準 ⑫事業計画書
		⑬(社会福祉充実残額)算定シート
公表	①貸借対照表 ②収支計算書	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書
(法人又	③現況報告書	④役員区分ごとの報酬総額 ⑤定款
は所属団		⑥役員等名簿 ⑦役員報酬基準
体ホーム		⑧社会福祉充実計画(社会福祉充実残額がある場合
ページ)		のみ)

(3) 財務規律の強化

- ア 適正かつ公正な支出管理の確保
 - 役員及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければならないことを 規定した。
 - ・評議員、理事、監事、職員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与を禁止した。(※)
- イ いわゆる内部留保の明確化
 - ・貸借対照表の純資産の額から、事業の継続に必要な財産額を控除した額を「社会福祉充実残額」として明確化した。
- ウ 社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資
 - 社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施 充実に係る「社会福祉充実計画」の作成を義務付けた。
 - •「社会福祉充実計画」の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等へ の意見聴取を義務付けた。
 - ・地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を作成する場合は、地域公益事業の内容及び需要について、 当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くことを義務付けた。
 - •「社会福祉充実計画」は、会計年度終了後3月以内に所轄庁に申請することとした。

- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - ・社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対し、無料 又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定した。(※)
- (5) 行政の関与の在り方
 - ア 社会福祉法人に関する認可等の権限移譲
 - ・2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を、地方厚生局から都道府県に移譲した。(※)
 - イ 所轄庁による指導監督の機能強化
 - ・勧告等の指導権限規定を追加した。(※)
 - ウ 国及び都道府県の役割を明確化
 - ・国は都道府県知事及び区市長に対して、都道府県知事は区市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施を支援することを規定した。
 - 都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況等について調査分析を行い、必要な統計その他の資料を作成することを規定した。
 - ・都道府県知事は、所轄庁に対し、社会福祉法人の活動の状況等について情報の提供を求めることができることを規定した。

資料2 社会福祉法人・福祉サービス事業者等

(1) 大田区長が所轄庁である社会福祉法人の一覧

各法人の詳細については、以下のページをご覧ください。

大田区ホームページ>生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導 監査(検査) >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報(大田区内に主た る事務所があるもの)



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjo ho/index.html

(令和7年4月1日現在)

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田区社会 福祉協議会	地域福祉	西蒲田七丁目 49番2号	社会福祉協議会
池上長寿園	介護	仲池上二丁目 24 番 8 号	〈養護老人ホーム〉養護老人ホーム池上長寿園 〈特養、短期入所生活介護〉特別養護老人ホーム池上他6か所 〈軽費老人ホーム〉大田区立軽費老人ホームおおもり園 〈通所介護〉池上高齢者在宅サービスセンター他7か所 〈訪問介護〉へルパーステーション池上長寿園南蒲田 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉定期巡回池上長寿園24 〈居宅介護支援〉ケアプランセンター池上長寿園南蒲田事業所 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センター羽田他9か所
響会	介護	上池台五丁目 7 番 1 号	〈特養、短期入所生活介護〉好日苑 〈通所介護〉好日苑デイサービスセンター 〈訪問介護〉好日苑ヘルパーステーション 〈居宅介護支援〉好日苑ケアプランセンター 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支 援センター嶺町他5か所

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
白陽会	介護	矢口一丁目 23 番 12 号	〈特養、短期入所生活介護〉ゴールデン鶴亀ホーム 〈通所介護〉高齢者在宅サービスセンターや ぐち南 〈居宅介護支援〉ケアプランたんぽぽ 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センターやぐち他1か所
松風会	介護	大森西四丁目 12番 1号	〈特養、短期入所生活介護〉花みずき
大田幸陽会	障がい介護	大森南二丁目 15番 1号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 (就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活 介護等)まごめ園他8か所 (共同生活援助)障害者生活ホーム他1か 所 〈移動支援等〉ケアサポート幸陽 〈特定相談支援〉相談支援室さんさん幸陽他 1か所 〈訪問介護〉ケアサポート幸陽
プシケおおた	障がい	西蒲田四丁目4番1号	〈一般相談支援、特定相談支援、地域活動支援センター〉こうじや生活支援センター他1か所 〈障害福祉在宅サービス事業等〉 (共同生活援助)ホームプシケ (就労継続支援 B 型)クッキングワーク街の駅
みな実福祉会	障がい	東六郷一丁目26番13号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 (就労継続支援 B 型) みどり作業所他 2 か 所
ヒューマン・ ネットワーク 結	障がい	西蒲田四丁目4番1号2階	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 (就労継続支援 B 型、就労移行支援) ENTAS 〈特定相談支援〉ENTAS

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
蒲田保育園	保育	蒲田一丁目 20番6号	〈認可保育所〉第一蒲田保育園他 2 か所
恒明会	保育	池上一丁目 13番3号	〈認可保育所〉桐里保育園
なかよし会	保育	東糀谷四丁目2番14号	〈認可保育所〉なかよし保育園他 1 か所
島田福祉会	保育	大森北三丁目3番5号	〈認可保育所〉島田保育園他3か所
なぜの木会	保育	大森東五丁目2番11号	〈認可保育所〉子どもの家保育園他2か所
みくに会	保育	下丸子三丁目21番17号	〈認可保育所〉丸子ベビー保育園
行道福祉会	保育	西六郷四丁目 20番6号	〈認可保育所〉よいこの保育園
扶牡会	保育	西蒲田四丁目 27番2号	〈認可保育所〉蒲田音楽学園保育園他2か所
わかば	保育 障がい	大森中一丁目 14番 1号	〈認可保育所〉そらのいえ保育園他1か所 〈障害児通所支援〉にじのいえ
いまいずみ	保育	南久が原二丁目 30 番 5 号	〈認可保育所〉鵜の木いまいずみ保育園

(2)区内介護保険サービス事業所数

(令和7年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
介護老人福祉施設	19	通所リハビリテーション	14
介護老人保健施設	5	訪問リハビリテーション	10
介護療養型医療施設	0	短期入所療養介護	6
介護医療院	2	認知症対応型通所介護	20
訪問介護	142	地域密着型通所介護	98
訪問入浴介護	8	認知症対応型共同生活介護	44
通所介護	80	小規模多機能型居宅介護	8
短期入所生活介護	20	看護小規模多機能型居宅介護	1
特定施設入居者生活介護	63	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0
福祉用具貸与	33	夜間対応型訪問介護	2
特定福祉用具販売	31	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	5
訪問看護	92	居宅介護支援	163
		合計	866

個別事業所の連絡先等の詳細については、大田区介護事業者情報検索システムで検索できます。

大田区介護事業者情報検索システム

大田区ホームページ >生活情報>福祉 >介護保険制度 >介護サービス・介護予防 サービス提供事業所一覧 のページに、システムの入り口があります。

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jyousyaitiran.html

各事業種別の内容につきましては、<u>資料7主な社会福祉施設・事業等の概要(介護関係はP57~)</u>をご覧ください。

(3)区内障害福祉サービス事業所数

(令和7年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
施設入所支援	2	行動援護	10
生活介護	16	重度障害者等包括支援	0
自立訓練(機能訓練)	2	短期入所(ショートステイ)	7
自立訓練(生活訓練)	3	自立生活援助	4
宿泊型自立訓練	1	共同生活援助(グループホーム)	48
就労移行支援	14	計画相談支援	49
就労継続支援(A型)	3	障害児相談支援	22
就労継続支援(B型)	36	地域移行支援	7
就労定着支援	13	地域定着支援	6
療養介護	0	児童発達支援	44
居宅介護(ホームヘルプ)	124	居宅訪問型児童発達支援	1
重度訪問介護	104	保育所等訪問支援	6
同行援護	34	放課後等デイサービス	66
		合計	622

個別事業所の連絡先等の詳細については、東京都障害者サービス情報、大田区障害児通所支援 事業所一覧、移動支援協定締結事業者一覧で検索できます。

東京都障害者サービス情報

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/



障害児通所支援事業所一覧(大田区内)

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hattatsu/jigyousyoitiran.html



移動支援協定締結事業者一覧

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/seikatsushien/seikatsuken/seika tsuken/idoushien.html

各事業種別の内容につきましては、<u>資料7主な社会福祉施設・事業等の概要(障がい福祉関係はP60~)</u>をご覧ください。

(4)区内保育サービス施設数(指導検査対象種別)

(令和7年4月1日現在)

	保育施設数	
特定教育•保育施設	私立認可保育所	155
性守地插到伊夸栋乳	小規模保育事業	25
特定地域型保育施設	事業所内保育事業	3
	定期利用保育室	3
特定子ども・子育て 支援施設等	認証保育所	34
	認可外保育施設(上記以外で保育サービス課指導検査担当が検査を所管する施設のみ)	15
合計		235

個別施設の連絡先等の詳細については、【<u>大田区のホームページ >生活情報 >妊娠・出生・子育て >保育(一時保育を含む) >保育施設に入所を希望する方へ(一時保育含む)</u>】をご覧ください。



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/index.html

各事業種別の内容につきましては、<u>資料7主な社会福祉施設・事業等の概要(保育施設関係はP63)</u>を ご覧ください。

資料3 令和7年度 大田区社会福祉法人指導監查実施方針

令和7年3月18日 6福福発第13863号 福祉部長決定

1 基本方針

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成 29 年4月1日に全面施行された。

このことから区は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、より一層経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 定款

- (ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反 してはいないか。
- (イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。また、区の認可を受けているか。
- イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。

ウ評議員

- (ア) 適正な手続により選任又は解任されているか。
- (イ)要件を満たす者が選任されているか。
- (ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。
- (エ) 善管注意義務を果たしているか。

工 評議員会

- (ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- (イ)決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

才 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続により選任又は解任されているか。
- (イ) 6人以上選任されているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続により行われているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

力 監事

- (ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任 しているか。
- (イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか (権限を超えた行為がある、 専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか)。
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (工)法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (オ)議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- (ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- (イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。
- ケ 評議員及び役員(理事、監事)の報酬等
- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (工)報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2)事業

- ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- イ 社会福祉事業の収入を公益事業(国通知で認められた場合を除く。)又は収益事業に充てていないか。
- ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
- エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。
- (3)管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

- (ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。
- (イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。
- (ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。
- (工) 理事長等が他の事業を経営している場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

- (ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。
- (イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

- (ウ)入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続により、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。
- (工) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。
- (力) 借入(多額の借財に限る。)が理事会の審議を踏まえて行われているか。
- (キ)借入金の償還が確実になされているか(償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。)。
- (ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。
- (ケ)施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

- ア 法人の関係者(評議員、理事、監事、職員等)に対して特別な利益を与えていないか。
- イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。
- ウ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。
- エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 監査の実施方法

(1) 対象法人

区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

アー般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行う ことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないこと ができるものとする。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、 各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1検査班当たりの体制は、原則として運営及び会計担当により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(工) 実施通知

実施通知は、原則として概ね実施日の2週間前までに到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱(平成 29 年4月 27 日付け雇児発 0427 第7号、社援発 0427 第1号、老発 0427 第1号の別添)に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1検査班当たりの体制は、一般監査に準じる。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(工) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(3)選定方針

ア選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

- (ア) 社会福祉法人指導監査実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当する法人
- (イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人
- (ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人
- (エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが 疑われる法人
- (オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人
- (力) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人
- (キ)法人認可後、指導監査を実施していない法人
- (ク) 新設かつ施設整備中の法人
- (ケ)区から民間移譲された施設を運営する法人
- (コ) 当該法人が運営する施設が指導検査の時期に当たる法人(当該法人及び施設の指導検査を併せて所管するものに限る。)

4 法人との情報共有等

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するため、区長が所轄庁となる法人を

対象に集団指導を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。

5 関係団体等との連携

- (1) 法人の所轄庁としての都区市等
- ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。
- イ 都、他区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保される よう、情報共有を図る。

(2) 国及び都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

資料4 令和7年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

令和7年3月19日 6福福発第13861号 福祉部長決定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱(平成22年4月20日付22福介発第10102号区長決定。 以下「要綱」という。)第4条第3項第1号の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度における指導に関する 実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者(法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。)に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体的拘束等の適正化の推進

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、虐待の防止や身体的拘束等の適正化に向けた取組み(緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等)が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- (3) 設備基準・運営基準関係
 - ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
 - イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が 適切に行われているか。
 - ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
 - エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した 具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。
- カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、 地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成して いるか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所 に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

(6) 介護職員の処遇改善

介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、 忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

4 指導実施形態

(1)集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定方法

- (1) 過去一度も指導を実施していない事業所
- (2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

- (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所
- (4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所
- 6 関係機関との連携
- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料5 令和7年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

令和7年3月19日 6福福発第13862号 福祉部長決定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱(平成 25 年 3 月 29 日付 24 福福発第 12070 号 区長決定。以下「要綱」という。)第3条第4項の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第 123号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和 22年法律第 164号)に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進

利用者に対する虐待の防止や身体拘束等の適正化に向けた取組み(緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等)が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- (3) 設備基準・運営基準関係
 - ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
 - イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が 適切に行われているか。
 - ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、 適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。
 - エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した 具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、申出から 終結までの記録を文書で残し、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた 取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性 のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員等の処遇改善

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、 忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行って いるか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらか じめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認め られる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定

- (1) 過去一度も指導を実施していない事業所
- (2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所
- (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所
- (4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料6 令和7年度大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針

令和7年4月11日 7 こ保発第10179号 こども未来部長決定

1 基本方針

国においては、保育所等における継続的な経営情報の見える化が令和7年度から施行された。また、1歳以上児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として6対1から5対1以上に改善した場合に加算が新設された。

一方で、児童福祉法の改正により保育所等の職員による虐待に関する通報義務が本年10 月に施行される。さらに、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を令和8年度から全国の自治体において実施することが示されている。

区は、本年3月に「大田区こども未来戦略」を策定し、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念とし、個別目標として「保育サービス等の充実」を掲げている。区内の保育施設の量の拡大は進んだ一方、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

こうした状況から保育所等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すために、指導検査の確実な実施が求められている。

以上を踏まえ、こどもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準や指導検査基準(以下「関係法令・基準等」という。)に照らし、こどもの最善の利益が保障されるよう、保育施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる 体制を整え実施する。

また、各施設への指導検査にあたり、別に実施する保育士等による巡回指導・訪問等も合わせ重 層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取組んでいく。

- 2 一般指導検査及び確認指導の重点項目
- (1) 一般指導検査
 - ① 運営管理関係
 - ア 職員の確保及び処遇
 - (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか。
 - (イ) 労働環境や労働条件が適切か。
 - (ウ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
 - (工) 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。
 - イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- (イ) 避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。
- (ウ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。
- (工) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。
- ウ 適正な情報提供・情報開示
 - (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。
 - (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか。
- エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止
 - (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
 - (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
- ② 保育内容関係
 - ア 保育所保育指針に基づく保育
 - (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等 の取り組みが行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、 一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
 - イ 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
 - (イ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
 - ウ安全対策の徹底
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- ③ 会計関係
 - ア 「経理等通知」等の遵守。
 - (ア) 支出内容は適正か。
 - (イ) 弾力運用は要件を満たしているか。
 - (ウ) 本部運営経費の充当が適正に行われているか。
 - イ 計算書類・会計帳簿は適正な作成。
 - (ア) 保育所ごとに区分し作成されているか。
 - (イ) 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか。
 - ウ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱の遵守。
 - (ア) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。
 - (イ) 賃金の改善が行われているか。
- (2) 確認指導
 - ① 運営管理

ア 職員の下確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保
 - (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
 - (イ) 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。
 - (ウ) 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する 装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。
- ウ 利用者の人権の擁護、虐待の防止
 - (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
 - (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

② 保育内容

- ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施
 - (ア) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組み が適切に行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた 保育)が行われているか。
 - (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
 - (エ) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- ③ 会計経理
 - ア 運営費等補助金が適正に支出されているか。
 - イ「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。
- 3 特別指導検査及び確認監査の重点項目
 - (1) 運営関係

関係法令等が遵守されているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用するこどもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

関係法令等が遵守されているか。

4 指導形態等

(1) 集団指導

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、 その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習会を開催する方法のほか、講習会の内容を オンラインで配信する等の方法により実施する。

(2) 実地指導

区が施設種別ごとに日程を定め、原則として施設等に赴き、資料の確認や施設等に対して質問等を行い、必要と認める場合、関係法令・基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(3) 運営状況報告

区が施設等に対して、必要と認める場合、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

5 実施計画

(1) 集団指導

① 指導検査講習会

ア 実施方法

日程を定め、施設等の設置者等を一定の場所に集めて実施する方法のほか、事前に収録した講習内容をオンラインで配信して施設等の設置者等に視聴させる方法などで実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、その日時及び 場所(集合形式の場合)、アクセス方法(オンライン配信の場合)、その他必要な事項を通知する。

エ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

(2) 実地指導

① 一般指導検査及び確認指導

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ検査体制

一般指導検査の検査員は、原則として2人以上とし、確認指導の検査員は原則として2人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

工 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査又は確認指導を実施する旨、その日時、場所、その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査又は確認指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

② 特別指導検査及び確認監査

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

工 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、 場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して 相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

対象施設及び日程は適宜決定する。

③ 実地指導における対象施設の選定方法

ア 選定の対象

令和7年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定の方法

- (ア) 東京都における指導検査の対象となっている施設
- (イ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等(以下「指導検査等」という。)又は東京都の指導検 査や立入調査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (工) 新規に開設された施設や事業譲渡等により運営法人が変更になった施設
- (オ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設
- (力) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある 施設(認可保育所、認証保育所)
- (キ) 区立保育園から新たに民営化された施設(認可保育所)
- (ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設(認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。)
- (ケ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(3) 運営状況報告

① 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

② 実施単位

施設を単位として実施する。

6 関係団体等との連携

- (1) 東京都との連携
 - 児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。
- (2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携
 - ① 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉 法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
 - ② 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。

資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要

(1)介護関係

区分	種別	概要
(施設サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話を行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話を行います。
施設サービス) 介護保険施設	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設です。(1)療養上の管理、(2)看護、(3)医学的管理下の介護等の世話、(4)機能訓練等の必要な医療を行います。
	介護医療院 (平成30年4月か ら創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人の ための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の 支援をします。
介護保険在宅サービス)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・ 食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心 身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的 な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に 利用します。

区分	種別	概要
	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
介護保	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する(貸与になじまない) 特定の用具を販売します。
介護保険在宅サービス)(続き)	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリ テーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリ テーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護(医療ショート)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
(在宅サービス) 地域密着型サービス事業(介護予防を含む)	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上の ための支援を日帰りで行います。
	地域密着型通所介護	定員 18 名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者 グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅(グループホーム)です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。
	小規模多機能型 居宅介護	「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といった サービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行いま す。
	看護小規模多機能 型居宅介護	医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といった サービスを組み合わせて、地域における多様な療養支援を行います。
	地域密着型特定施 設入居者生活介護	指定を受けた定員 29 名以下の介護専門型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	夜間対応型 訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用 の訪問介護です。
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	日中、夜間(深夜、早朝)を問わず、介護サービスと看護サービスが連携を とりながら定期の巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、 食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。
支援	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画(ケアプラン)の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。

(2) 障がい福祉関係

<i></i> ()	1 . C.	LOT TO
区分	種別	概要
	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事 の介護等を行います。
	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害
	宿泊型自立訓練	福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。
障害者支援施設等	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
設等	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供する
₽	(A型) (B型)	とともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の 向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】
		雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】
		雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労 に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行 います。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宮	居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、 排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行 し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
障害福祉在宅サービス事業	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がい者の中でも介護の必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
業	短期入所 (ショートステイ)	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設等を利用していた障がい者が、一人暮らしを始めた時に、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者(児)等に対して、申請に係る障がい者(児)の心身の状況やサービスの利用に関する意向等を勘案し、利
相談支援事業	障害児相談支援	用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画 案」(障がい児は「障害児支援利用計画案」)の作成及び支給決定後の関係者の 連絡調整や「サービス等利用計画」(障がい児は「障害児支援利用計画」)の作 成を行います。 また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行い ます。

区分	種別	概要
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に、住居の確保その他の地域に おける生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
業(続き)	地域定着支援	自宅において単身等の状況で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保 し、障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
	地域活動支援センター	障がい者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
地域生活支援事業	日中一時支援	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。
事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及 び余暇活動等の社会参加のため、ヘルパーを派遣して必要となる移動の介助や 外出の支援を行います。
	児童発達支援	未就学の障がい児が、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、集団 生活に適応することができるよう指導及び訓練を行います。
陪	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体感の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び 治療を行います。
障害児通所支援事業	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、生活能力の向上ために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう専門的な支援等を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育施設関係

区分	種別	概要
	特定教育·保育施設 (認可保育所)	保護者が仕事や病気等の理由により、保育を必要とするO歳から小学校 就学前までの子どもを預かって保育します。東京都が認可しています。
認可保	特定地域型保育施設	子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として、区が認可する施設や運営基準等を定めた保育施設です。区内には以下の種別があります。
認可保育施設	・小規模保育所(A・B型)・事業所内保育所(A・B型)	利用定員は19名までで、対象年齢は1歳から2歳(事業所内保育所のみ0歳も対象)の乳幼児です。事業所内保育所では、事業所の従業員のこどものほか、利用定員の一定枠内で地域のこどもが利用できます。 A型は保育士の割合が10割、B型は保育士の割合が6割以上で、他の保育従事者は区が認めた研修修了者です。
	定期利用保育室	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が 預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。
認可外保育施設	認証保育所 (A・B型)	都独自の基準により認証した保育施設で、13時間以上開所しており、0歳から入所できます。A型は区市町村が必要と認める月48時間以上の利用が必要な小学校就学前までの児童、B型は区市町村が必要と認める2歳までの児童が対象です。
	特定子ども・子育て支援施設等 (定期利用保育室及び認証保育所以外)	ベビーホテル、事業所内保育施設等、保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていない施設です。対象年齢や保育時間、保育の内容等は、施設によりさまざまです。

資料8 各種参考情報

指導監査(検査)結果の詳細や関連する基準等については、下記ホームページに掲載しています。

(1) 指導監査(検査) 結果の詳細について

本報告書で概要を示した社会福祉法人、介護、障がい、保育の各福祉サービス事業所等の指導検査結果について、より詳細な資料をご覧になりたい方は、以下のサイトでご確認ください。

- ア 社会福祉法人の指導監査(検査)結果:各法人の最新の法人指導監査(検査)結果については、財務 諸表等電子開示システムに掲載されている現況報告書に記載されています。
 - ① 大田区のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法 大田区ホームページ〉生活情報〉福祉〉社会福祉法人・福祉サービス事業者等の 指導監査(検査)〉社会福祉法人の認可等・指導監査〉社会福祉法人情報(大田区 内に主たる事務所があるもの)



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjoho/index.html

リンク先にある各社会福祉法人のページを開き、「法人が公表している資料について」の中にある「<u>財務諸表等電子開示システム</u>で公表している情報」をクリックしてください。当該法人の財務諸表等電子開示システムのページが開きます。

② 独立行政法人福祉医療機構のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法



https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックすると、法人名や所在地 等から個別の社会福祉法人のページを検索することができます。

上記①または②のいずれかの方法で財務諸表等電子開示システムの各社会福祉法人のページにアクセスすると、現況報告書へのリンクがありますので、現況報告書をダウンロードしてください。

現況報告書を開き、セクション「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」をご覧ください。

イ 介護保険サービス事業者等指導結果の詳細



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の 指導監査 (検査) >介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果 https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/

kaigo-service-jigyousya_shidou.html

ウ 障害福祉サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) >障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果 https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/



siteijigyousya_kensa.html

エ 保育指導検査結果の詳細



大田区ホームページ >生活情報 >妊娠・出産・子育て >保育(一時保育を含む) > 保育施設の指導検査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/

(2) 指導検査の実施要綱・基準等

福祉部福祉管理課及びこども未来部保育サービス課が実施している指導検査の実施要綱・基準等(PDFファイル)については、それぞれ下記のサイトからダウンロードすることができます。

ア 社会福祉法人の指導監査



■ 大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査

※ (検査) >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人の指導監査関係

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihouj in/shidokansa.html

イ 介護保険サービス事業者等指導実施要綱、監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準 大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導 監査(検査) >介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-

jigyousya_shidou.html



ウ 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準 大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人•福祉サービス事業者等の指導監 査(検査) >障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya_kensa.html

工 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱、大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱、同指導検査実施方針、同指導検査基準



大田区ホームページ〉生活情報〉妊娠・出産・子育て〉保育(一時保育を含む) 〉保育施設の指導検査〉指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等 https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/shidou-kensa-houshin.html

区の指導監査(検査)に関する連絡先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13番 14号

電話: O3-5744-1111 (大田区役所代表)

担当	主な担当業務(指導検査関連)	連絡先
福祉部	(1) 社会福祉法人の指導監査	電話
福祉管理課	(2) 介護保険サービス事業者等の指導・監査	03-5744-1215
法人指導担当	(3) 障害福祉サービス事業者等の指導・監査	
こども未来部	(1) 特定教育・保育施設の指導検査	電話
保育サービス課	(2) 家庭的保育事業等の指導検査	03-5744-1749
指導検査担当	(3) 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査	
	(4) 定期利用保育室(専用施設)の立入調査	
	(5) 東京都認証保育所の立入調査	

令和6年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査(検査)結果報告書

令和7年9月発行

編集•発行

東京都大田区蒲田五丁目 13番 14号

大田区福祉部福祉管理課

電話 03 (5744) 1215

FAX03 (5744) 1520

大田区こども未来部保育サービス課

電話 03 (5744) 1749

FAX03 (5744) 1715